会長		担当理事		会計	

日医発第605号（健Ⅱ）（地域）
令和４年６月21日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜萢　敏

効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

今般、標記について整理した旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、専門家から効果的かつ負担の少ない感染対策の考え方とその実施にむけた対策の一例（別添）が提言されたことを踏まえて、改めて、各医療機関における具体的な感染対策の手法について周知するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○外来で COVID-19 疑い患者を診療する場合、「インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的／時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）」を実施できること。

○病棟で COVID-19 の入院患者を診療する場合、病棟全体のゾーニング（専用病棟）を行わず COVID-19 患者を受け入れることができること。病棟内の一部の区画において COVID-19 患者を隔離する場合のゾーニングや個人防護具の着脱の手法として、

- 「病室などの患者が滞在する区域をレッド、清潔区域をグリーンとして区分する（さらに施設によっては PPE を脱ぐ区域をイエローゾーンとして設ける）」
- 「施設内に陰圧空調を備えた病室が設置されている場合には、エアロゾル産生手技が高頻度に実施される患者を優先的に収容する。他方、陰圧空調設備を有しない施設では、エアロゾル産生手技の実施前後に病室内の換気を行う」
- 「COVID-19 の入院患者を、病棟の一部で病室毎のゾーニングを行うことにより管理する」

例が示されていること。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関の施設要件の一つの「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること」における「病棟」の単位は、看護体制の１単位をもって取り扱うものであるから、必ずしも構造上の病棟単位で専用の病床確保を行うことを要件とするものではないこと。

○「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」における、各医療機関において確保した即応病床等の病床確保料の支給対象期間は、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間（＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間）であることに留意しつつ、COVID-19 であることが確定した患者以外の患者を受け入れることも可能であること。

（参考）
「医療機関における院内感染対策のための自主点検等について」（令和２年８月 18 日付（健Ⅱ250F）参照）
「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」（令和４年５月 11 日付日医発第 346 号（地域）（健Ⅱ）（介護））

高加八潮医師会
収受
4.6.23
第 343 号

事　務　連　絡
令和４年６月 20 日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関における院内感染対策については、「医療機関における院内感染対策のための自主点検等について」（令和２年７月 31 日付け事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

今般、医療機関における感染対策について、専門家から新型コロナウイルス感染症の感染リスクや感染対策に関する知見が蓄積される中で、効果的かつ負担の少ない感染対策の考え方と、その実施にむけた対策の一例（※１）が提言されたことを踏まえて、改めて、各医療機関における具体的な感染対策の手法について下記のとおり周知いたします。

貴職におかれましては、貴管内の医療機関等や地域の医師会等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

○　今回提言された感染対策の考え方と対策の一例（※１）は、日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第４版』（※２）に沿った、効果的かつ負担の少ない院内感染対策の一例であり、医療機関においては、現場の実情に応じて、本対策例も参考にして、感染対策を実施されたいこと。

○　外来で新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する場合は、本対策例において、「インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的/時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）」が可能であると示されており、具体的な

手法については、『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第４版』（※２）等を必要に応じて参照すること。【周知】

○　病棟で新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合は、本対策例において、「病棟全体のゾーニング（専用病棟）を行わなくてもCOVID-19患者を受け入れることができる。」と示されており、病棟内の一部の区画において新型コロナウイルス感染症患者を隔離する場合のゾーニングや個人防護具の着脱の手法としては、

● 『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第４版』において、

・「病室などの患者が滞在する区域をレッド、清潔区域をグリーンとして区分します（さらに施設によってはPPEを脱ぐ区域をイエローゾーンとして設ける場合もあると思います）。」（７頁）

・「施設内に陰圧空調を備えた病室が設置されている場合には、エアロゾル産生手技が高頻度に実施される患者を優先的に収容することが勧められます。他方、陰圧空調設備を有しない施設では、エアロゾル産生手技の実施前後に病室内の換気を行うなどの対応が勧められます。」（７頁）

と示されているほか、

● 「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立にむけた研究（令和２年度厚生労働科学特別研究事業）」において『医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方』（※３）が取りまとめられている中で、「医療施設の基本的なゾーニング」として、新型コロナウイルス感染症の入院患者を、病棟の一部で病室毎のゾーニングを行うことにより管理する例が示されており、

必要に応じて参照すること。【周知】

○　「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」（令和４年４月28日付け事務連絡）において、かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できることが望ましいと考えられることから、地域の医療機関で感染管理措置を講じる体制の構築をお願いしているところ、上記の感染対策例も参考にしていただき、積極的にその体制構築を図られたいこと。【再周知】

○　重点医療機関の施設要件については、「「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について」（令和４年４月１日付け事務連絡）において示しているとおり、当該要件の一つとして、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること」を掲げており、この「病棟」の単位は、看護体制の１単位をもって取り扱うものであるから、必ずしも構造上の病棟単位で専用の病床確保を行うことを要件とするものではないこと。【再周知】

○　「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第２版）」（令和４年５月18日付け事務連絡）において示しているとおり、各医療機関において確保した即応病床等について、病床確保料の支給対象期間は、即応病床又は休止病床に患者を受け入れていない期間（＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間）であることに留意しつつ、新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受け入れることも可能であること。【再周知】

※１　第87回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和４年６月８日）　舘田先生提出資料（資料３－８）『“効果的かつ負担の少ない”医療・介護場面における感染対策』より抜粋（別添）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000948595.pdf

※２　日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第４版』（令和３年11月22日）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf

※３　令和２年度厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立にむけた研究」（研究代表者：賀来満夫）『医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方』（令３年７月28日）　http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/medical_institution/d01_pdf03.pdf

（別添）

第87回（令和4年6月8日） 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	資料3－8 （抄）
舘田先生提出資料	

表1．“効果的かつ負担の少ない”医療・介護場面における感染対策

感染対策の項目	“効果的かつ負担の少ない”医療・介護場面における感染対策に向けた変更の方向性
・基本的感染対策	・接触-飛沫-エアロゾル感染対策＋空間の分離が基本。 接触感染対策は最小限かつ効果的に
・接触感染対策	・過剰な環境消毒の中止 （頻回の環境消毒、抗菌コート、エレベーターのボタンカバーなど）
・PPEの使用	・直接接触のリスクが少ない場合（問診、診察、検温など）にはガウンは不要 （移乗介助、身体リハ、むせこみ食事介助、おむつ交換などの場合はガウン着用を考慮）
・陽性者の管理場所	・陽性者同士の大部屋管理も可。コロナ専用病棟ではない通常の病棟でも、個室あるいはコホーティング （陽性者同士の大部屋）で対応可（患者間距離、換気、物理的遮断に配慮）
・ゾーン設遷による対応	・インフルエンザ流行時と同様、部屋単位で部屋内（患者ゾーン：レッド）、ドアの周囲（中間ゾーン：イエロー）など として対応（病棟全体のゾーニングは基本的には不要）（図1参照）
・面会希望への対応	・高齢者施設：マスク着用、短時間・少人数、一定の距離をとって面会可 ・医療機関：個々の患者の状況等を考慮して面会を受け入れ （例えば新生児・小児、出産立ち会い、看取りなど、家族や関係者の面会の必要性・重要性が高い場面から受け入れ） ・面会時の基本的な感染対策（体調確認・マスク・手指消毒等）に加えて、面会場所の工夫（換気・距離・大部屋は避ける） や人数・時間制限などにより院内感染のリスクを低減
・外来患者への対応	・インフルエンザ流行時に準じた対応 （空間的/時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）

表2. 医療機関および社会福祉施設における感染対策の考え方

	無症状者（感染者を除く）への対策	有症状者（感染者を含む）への対策
標準予防策	• 患者に触れる前後の手指衛生の徹底。 • 患者や利用者の体液や排泄物に触れたときは、直後に手指衛生を行う。 • 予測される汚染度に応じて、適切な防護具をあらかじめ着用する。	
接触感染対策	• 体液や排泄物への汚染が想定されない限り、エプロンやガウンを着用する必要はない。 • 環境表面を定期的に消毒する必要はない。	• 身体密着が想定される場合には、接触度に応じてエプロンやガウンを着用する。 • 有症状者が触れた環境で、他の人が触れる可能性があるときは速やかに消毒する
飛沫感染対策	• 患者や利用者、医療者、介護者の双方が、屋内で対面するときはサージカルマスクを着用する。	
	• フェイスシールド等で眼を保護する必要はない。	• 有症状者がマスクを着用していない場合[1]には、フェイスシールド等で眼を保護する。
エアロゾル対策	• 室内換気を徹底する（十分な機械換気。または、窓やドアから風を入れる）	
	• 日常的にN95マスクを着用する必要はない。	• エアロゾル排出リスクが高い場合[2]には、医療者や介護者はN95マスクを着用する。
空間の分離（ゾーニング）	• 無症状者同士の接触を制限する必要はない。	• 有症状者と他の患者や利用者が空間を共用することのないよう、個室での療養を原則とする。トイレも専用とすることが望ましい[3]。 • 専用病棟（病棟全体のゾーニング）は基本的には不要。

1）口腔内の診察、口腔ケア、食事介助、入浴支援など。

2）咳嗽がある。喀痰吸引や口腔ケアを実施するなど。

3）トイレが病室に無い場合は、病棟トイレの一部を患者用に使用することも可。

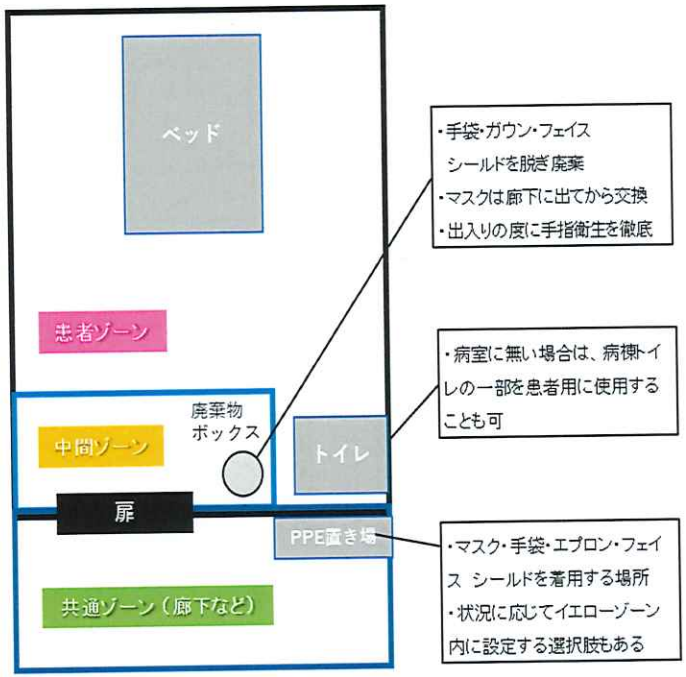
第87回（令和4年6月8日） 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	資料3－8 （抄）
舘田先生提出資料	

図1．病室単位での新型コロナウイルス感染対策の1例

病室ゾーニングの1例



病室ゾーニングの見取り図（案）



患者ゾーン（レッド）：

- 新型コロナウイルス感染症患者をケアする領域
- マスクに加えて必要に応じて手袋、ガウン、ファイスシールドを着用
- 患者と濃厚な接触を行わない場合（問診，診察，検温など）には必ずしもガウンは必要ではない（ただし、移乗介助、身体リハ、むせこみ食事介助、おむつ交換などの場合にはガウン、フェイスシールドの着用を考慮）

中間ゾーン（イエロー）：

- ドアを開けて病室に入った領域（床テープなどで領域を明示）
- マスクに加えて必要に応じて手袋、ガウン、ファイスシールドを着用
- 廃棄ボックスを設置。患者ゾーンから共通ゾーン（グリーン）に出る前に手袋・ガウン・フェイスシールドを脱ぎ 廃棄
- 中間ゾーンを通過するたびに毎回手指衛生を徹底

共通ゾーン（グリーン）：

- 非感染患者をケアする領域
- マスク着用を基本とし、必要に応じて手袋を着用
- 感染者が共通ゾーンに移動する場合には、マスク着用の上で時間的・空間的隔離、換気に注意（たとえばトイレ、シャワーなど）
- 手袋・ガウン・フェイスシールド置き場を設置しここで着用する（中間ゾーン（イエロー）に置き場（着用場所）を設置する選択肢もある）